

Techno Report

No204

フロンガス使用設備の更新時に注意!!

第1種特定製品の更新時などにおいて、搬入経路などの確保のため壁や扉など一部解体が見込まれる場合、フロン排出抑制法における『解体工事』とみなされる事があります。フロン法における『解体工事』は、建築基準法における80平米以上の基準は当てはまりません。

規模は問わず、壁・扉などの解体が伴う搬出入工事を行う場合は『事前確認書』による第1種特定製品の有無の確認を推奨します。

『事前確認書』とは・・・

特定解体工事元請業者が解体する建築物における第1種特定製品の設置の有無について確認した結果を工事発注者に対し交付する書面で5項目の報告内容が定められておりその内容の説明も必要である

第1種特定設備とは・・・

空調機、熱源機、冷凍機
エアードライヤーなど

解体工事の解釈・・・

曖昧であり、部分的な解体や
リニューアル工事も含まれる
ケースがある

2021年11月『事前確認書』に関する適正利用 が無く検挙された事件が発生しました!

適切な運用の促進のために、東京都ではフロンGメンにより約1年半で7,500件立入検査を実施し、24件の勧告が行われました。

『事前確認書』の適切な運用により、第1種特定製品からのフロンガスの排出を防ぎましょう

『事前確認書』の様式は定められておりません。第1種特定製品の運用の手引きを(環境省/経産省)をご参照いただくか、弊社までお問い合わせください

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会

2022年2月発行

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5

本社 TEL 027-361-8111 FAX 027-329-6221 太田支店 TEL 0276-46-1348 FAX 0276-49-1156

埼玉支店 TEL 049-279-3011 FAX 049-279-3012

URL: <http://www.fujita-tec.co.jp>

本紙は弊社よりの納品書等の郵送時に同封させて頂きますので重複等が発生する事がございます。予めご了承下さい。